

# 令和 6 年第4回加賀市農業委員会定例総会

令和 6 年 4 月 25 日(木)

開会（午後 1 時 26 分）	
事務局（宮下）	<p>これより令和6年 第4回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 13 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13 名のうち 8 の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、14 日に前野委員、中出委員、事務局職員 2 名の計 4 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和6年第4回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>3 番 幸前委員を指名します。</p>
議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>説明させていただきます。議案第 12 号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。</p> <p>整理番号1番は、の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は野菜を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問等なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第12号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第13号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>それでは、議案 第13号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は新規設定の賃貸借が46件、同様に更新が1件の合計47件となり、面積が合計で77,677㎡です。</p> <p>1件目は、が同町のより借りていた水田を10年間の更新をするものです。</p> <p>2件目から47件目までは、が</p>

議長（中村会長）	<p>として、新たにそれぞれの地元農地の所有者と10年の契約を結ぶ計画案です。</p> <p>以上この47件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問等なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第13号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

#### 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>次に、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、前野委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。1番は既に砂利が敷かれていました。生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。</p> <p>2番の転用目的は農業用施設建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
前野委員	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
議長（中村会長）	

事務局（橋本）	<p>1番は [REDACTED] にあり、畑、面積 118 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、今年4月に既存擁壁の補修工事のため駐車用に砂利が敷かれたものです。申請者は高齢による将来の生活が不安であるため、親族の実家に隣接する申請地で自己住宅を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [REDACTED] にあり、田、面積 1,000 m<sup>2</sup>、転用目的は農業用施設建設です。譲受人は農業を営んでおり、経営規模の拡大に伴い既存の農業用施設が手狭になったため、申請地で新たに農業用施設を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しており、他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問等なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。 議案 第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<b>議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</b>	
議長（中村会長）	<p>次に、議案 第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、前野委員から報告をお願いします。</p>

前野委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は駐車場建設です。2番は既に駐車場が建設されていました。雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>3番の転用目的は宅地造成です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の転用目的は宅地造成です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番の転用目的は宅地造成です。5番は既に車庫と物置が建設されていました。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>6番の転用目的は駐車場建設です。雨水は浸透させる計画です。</p> <p>7番の転用目的は自己住宅建設です。7番は既に駐車場が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計 394㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅</p>

を建設するものです。申請地は準住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [REDACTED] にあり、田、面積 127 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場建設です。この案件は譲渡人の父が昭和37年ごろに車庫を建設し車庫は取り壊されていますが、駐車場として使用していたものです。譲受人は自宅の駐車場が手狭なため、自宅近くの申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [REDACTED] にあり、田、3筆、面積計 1,934 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地造成です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して住宅地8区画を造成して販売するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [REDACTED] にあり、田、面積 2,474 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地造成です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して住宅地10区画を造成して販売するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は [REDACTED] にあり、田、3筆、面積計 668 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地造成です。この案件は、譲渡人の義祖父が昭和48年ごろに車庫や小屋を建設していたものです。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して住宅地3区画を造成して販売するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

6番は [REDACTED] にあり、畑、面積 132 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場建設です。譲受人は、墓参りのため墓地近くの申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、農

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>7番は [REDACTED] にあり、田、面積 740 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、今年 1 月から駐車場として使用していたものです。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続しており、他に代替地もなかったため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議長 第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>報告 第 6 号 農地貸借の合意解約について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、報告第 6 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出はこの 3 件で、合計 8 筆の 16,103 m<sup>2</sup>の面積です。</p> <p>この件については、県の農業総合支援機構いわゆる中間管理機構を通じてそれぞれ令和 8 年と令和 9 年まで賃貸借</p>

<p>議長（中村会長） 山崎職務代理 事務局（中島） 新保委員</p> <p>山崎職務代理 幸前委員</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>による10年間の利用権設定で、加賀市の計画としたものでした。その計画内容に対して今回、双方の合意による解約申請書が提出されたものです。</p> <p>以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無くなり適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。解約後、次に誰が耕作するのか分かっていますか。わかりません。</p> <p>1番2番については、同じ町内の方が耕作できる場所はしようと頑張っているようですが、場所が大変なところのようです。</p> <p>耕作放棄地にならないか心配です。</p> <p>中間管理機構を介した貸借を簡単に解約していいのですか。</p> <p>中間管理機構はすぐに次の耕作者を見つけられず、契約がストップした状態になるので解約となりました。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p><b>報告 第7号 農地利用最適化活動について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第7号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>



### 事務連絡

事務局（宮下）

その他資料（資料3）当面の日程のみを説明  
（活動実績等を報告）

議長（中村会長）

ほかに何かありませんか。  
なければ、以上をもちまして、令和6年 第4回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後2時3分）